

「性的少数者」をめぐる 学生の意識を踏まえた授業の課題について (2)

— 「自己理解 (総合科目)」の実践の中から—

友野清文

はじめに

本稿は、昨年度の本論集で行った報告*1の続編である。私は昨年度の報告で、以下のように述べた。

この科目を20年間担当してきたが、当然のことながら社会の状況は変化している(もちろん変わらないことも多いのであるが)。その中で私が強く感じているのは、性的少数者の問題が、非常に広く議論されるようになってきたことである。授業では最初からこのテーマも取り上げて、性的少数者のドキュメンタリー番組や、「女でも男でもない性」が記載されたパスポートの写真などを紹介していたが、10年程前まではあまり学生の認知度は高くなかった。それがここ数年は、性的少数者・LGBTという言葉が、学生の毎回の小テストにもかなり登場するようになった。(中略)

ただ私が感じるのは、「ジェンダーの問題は性的少数者の問題」という見方も出てきているのではないかということである。学生のコメントにもあるように「男女という枠組みの中に入れられることに不自由さを感じる人」や「性的少数派の人たちにとって生きづらい社会」が問題であって、多数派にとっての問題ではないという考えがあるのではないだろうか。

この点は私自身の中でまだ漠然とした思いであって、十分言語化できておらず、授業でも明快に説明することができない。本稿では、最近のジェンダー問題の取り上げられ方を検討して、「漠然とした思い」を少しでも明確にすることを目的とする。取り上げるのは「分散登校」「性別欄」「学校の制服」である。

今回も問題意識は同様である。そして課題としては、「同性婚」と「トランスジェンダーをめぐる議論」を取り上げる。前者については、2023年6月8日に福岡地方裁判所が「同性婚を認めないのは違憲状態」とあるという判決を

「性的少数者」をめぐる学生の意識を踏まえた授業の課題について (2)
—「自己理解（総合科目）」の実践の中から—

下した。後者については、7月11日に最高裁判所が、トランス女性のトイレ使用の制限は違法であるとの判断を示した。また4月には、新宿の歌舞伎町タワーの「ジェンダーレストイレ」が話題となった。いずれもマスメディアでかなり大きく報道され、学生の関心も高くなったと思われ、授業の最後の質問でも以下のようなものがあった。

- ・ジェンダー不平等をなくすために現在は様々な取り組みが行われています。中には、「それはちょっとやりすぎじゃないか」「やるべきことが違うんじゃないか」と思われるようなものもありますが教授はどうお考えですか。例えば、男女でトイレを統一することです。私はこれには大いに反対です。なぜなら、ジェンダー問題以前に、性犯罪が発生する恐れがあるからです。トイレのような密室で、しかも個室内に監視カメラがない状態で男女共同のトイレは危険だと思います。
- ・私はそもそも身体が男性の人が女性用のトイレに入ったということで、女性側の心理的安全性は減るし、また身体が男性でも、心が女性なのだったら入っていいのだったら、より犯罪のリスクが高まると考えます。先生はこの問題に対し、日本はどのように向き合っていくべきかななどを教えてもらいたいです。
- ・近頃ジェンダー問題としてよく取り上げられているのが東急歌舞伎町タワーのジェンダーレストイレについてですが、これは女性から考えてみるとトイレの安全性が侵害されていたり、ジェンダーレストイレのみしか選択肢がなくなってしまったり、これは果たしてジェンダー問題の解決とはいえるのかと疑問を抱きました。授業内容と少しずれているかもしれませんがこのような取り組みについてどのように考えていますか。

1 同性婚

現代社会で同性婚は、2001年にオランダで初めて合法化されて以来、現在では約30の国と地域で法的に認められている。これは性的少数者の権利の拡大の成果であるが、宗教的・文化的立場からの反対論も根強い。そもそも同性愛自体が認められていない地域もある。

日本では同性婚の議論はあまり行われてこなかったが、2015年4月に東京都渋谷区が「同性パートナーシップ条例（「渋谷区男女平等及び多様性を尊重

する社会を推進する条例」)」を公布し、同性カップルに「パートナーシップ証明書」を発行することで、最大限法律婚と同様の扱いがなされるようにした。その後この動きは拡大し、2023年7月時点で、少なくとも338の自治体が同様の条例を制定している*2。

そして法律レベルでも、2019年に、同性同士の結婚を認めていない民法や戸籍法の規定が憲法違反であるとして、いくつかの地域で訴訟が起こされた。この第一審判決が2023年6月までに出揃ったが、表1に見られるように、その判断は分かれている。

表 1

各地の同性婚訴訟では、憲法 24 条 2 項に適合するかどうかが焦点になっている

条 文	憲法 14 条 1 項	憲法 24 条	
		1 項	2 項
	すべて国民は法の下に平等であつて、人種や性別などにより差別されない	婚姻は両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有する	婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない
札幌地裁 (令和 3 年 3 月)	違憲	合憲	合憲
大阪地裁 (4 年 6 月)	合憲	合憲	合憲 (将来違憲となる可能性あり)
東京地裁 (4 年 11 月)	合憲	合憲	「憲法違反の状態」
名古屋地裁 (5 年 5 月)	違憲	合憲	違憲
福岡地裁 (6 年 8 月)	合憲	合憲	「憲法違反の状態」

※いずれも国の賠償責任は認めず、請求棄却

(<https://www.sankei.com/article/20230608-YTROBGRRVZM5DL64SR62SVPY7M/>)

ここでは、憲法第 24 条 2 項と第 14 条 1 項に違反するとした名古屋地方裁判所の判決を取り上げる*3。

「性的少数者」をめぐる学生の意識を踏まえた授業の課題について (2)
—「自己理解 (総合科目)」の実践の中から—

第 24 条 2 項*4 との関係については以下のように述べられている。

以上によれば、婚姻制度の趣旨に対する国民の意識の変化に伴い、同性カップルが法律婚制度に付与されている重大な人格的利益を享受することから一切排除されていることに疑問が生じており、累計的には膨大な数になる同性カップルが長期間にわたって享受を妨げられているにもかかわらず、このような状態を正当化するだけの具体的な反対利益が十分に観念し難いことからすると、いかなる効果を付与するかという点においては、国会の裁量に委ねられるべきものとしても、現状を放置することについては、もはや、個人の尊厳の要請に照らして合理性を欠くに至っており、国会の立法裁量の範囲を超えるものとみざるを得ないような場合に当たるといふべきである。

したがって、本件諸規定は、同性カップルに対し、その関係を国の制度によって公証し、その関係を保護するのにふさわしい効果を付与するための枠組みすら与えていないという限度で、憲法 24 条 2 項に違反するものである。

ここでは、憲法第 24 条 2 項が、直接保障している権利だけでなく、より広い「人格的利益をも尊重す」る法律の制定を求めていることを確認した上で、諸外国の動向や自治体の「パートナーシップ条例」の制定に触れ、現行法制が、それに何も対応していないことが「国会の立法裁量の範囲を超えるもの」として、違憲であるとされているのである。

第 14 条 1 項*5 との関係については以下の通りである。

本件諸規定は、異性愛者であっても同性愛者であっても異性と婚姻することができるという意味で別異取扱いはなされていないが、性的指向が向き合う者同士の婚姻をもって初めて本質を伴った婚姻といえるのであるから、同性愛者にとって同性との婚姻が認められないということは、婚姻が認められないのと同義であって、性的指向により別異取扱いがなされていることに他ならない。その別異取扱いは、性的指向という自ら選択ないし修正する余地のない事柄を理由として、婚姻に対する直接的な制約を課すことになっているのであり、こうした事柄の性質を考慮する必要がある。

このような性質を踏まえれば、既に検討したとおり、本件諸規定が、同性カップルに対して、その関係を国の制度によって公証し、その関係を保護するのにふさわしい効果を付与するための枠組みすら与えていないという限度で、国会の立法裁量の範囲

を超えるものとみざるを得ないから、その限度で、憲法24条2項に違反すると同時に、憲法14条1項にも違反する。

「性的指向」は自ら選択・修正できるものではないのであって、同性婚を認めないことは、同性愛者に結婚を認めないことになるとして、憲法第14条1項にも反するとしている。

ちなみに、名古屋地裁と同様に、憲法第14条1項について違憲判断をした札幌地裁の判決（2021年3月）は、以下のように述べる。

本件規定が、同性愛者に対しては婚姻という制度を利用する機会を提供しているにもかかわらず、同性愛者に対しては、婚姻によって生じる法的効果の一部ですらもこれを享受する法的手段を提供しないとしていることは、立法府が広範な立法裁量を有することを前提としても、その裁量権の範囲を超えたものであるといわざるを得ず、本件区別取扱いは、その限度で合理的根拠を欠く差別取扱いに当たると解さざるを得ない。

したがって、本件規定は、上記の限度で憲法14条1項に違反すると認めるのが相当である。

他方で、名古屋地裁判決は、憲法第24条1項*6については以下のように述べられている。

同性カップルに対して、いかなる保護を付与する制度を構築するのが相当かについては、現行の法律婚制度をそのまま開放するのが唯一の方法とは限らず、当該制度とは別の規律を設けることも、立法政策としてはありうるところである。同性婚を肯定している国においても、パートナーシップ制度等を先行させた上で、後に同性婚制度に移行又は併存させるなど、制定過程は様々であり、現状でも、子に関する制度には異性婚との相違がある例や、宗教的な配慮がなされている例があるなど、一様ではない。

以上からすれば、社会情勢が変化していることを考慮したとしても、憲法が一義的に、同性間に対して現行の法律婚制度を及ぼすことを要請するに至ったとは解し難いといわざるを得ない。

したがって、憲法24条1項に違反するとはいえない。

「性的少数者」をめぐる学生の意識を踏まえた授業の課題について (2)
—「自己理解 (総合科目)」の実践の中から—

以上を見ると、名古屋地裁が問題としているのは、同性カップルが人格的利益の享受から「一切排除」されていることであり、また権利保護のための「枠組みすら」与えられていない点であって、同性婚に対して「現行の法律婚制度」を全面的に適用することは求めていることが分かる。同性婚を認める制度は様々考えることができるが、現在ではその議論や取り組みが、国レベルで全くみられない点が「違憲」の根拠とされているのである。

なお、民法や戸籍法の規定を違憲とは言えないとした他の地方裁判所の判決でも、同性婚を認めるべきであるという主張を否定しているわけではない。この議論自体が2010年代半ばから始まったものであって、国会が対応していないとしても、それが直ちに「違憲」とは言えないという判断である。

これらの裁判はいずれ最高裁判所まで争われると思われる。今後の動向を注視したい。

2 トランスジェンダーをめぐる議論 —トイレ使用をめぐる—*7

トランスジェンダーという言葉が広く使われるようになるのは1990年代後半からである。その中でトイレの問題も取り上げられるようになった。

管見の限り、新聞記事で最も早いのは、朝日新聞(2006年10月30日付)の、「ゲイの議員が女子トイレへ、右派議員『入るな』落とし所どこ、伊議会大モメ」という見出しの記事である。

イタリア下院で27日、中道左派に所属するゲイの議員が女子トイレを使おうとしたところ、中道右派の女性議員から抗議されて大げんかになる騒ぎがあった。双方とも「セクハラ行為だ」と主張して譲らず、両派の院内総務による協議へ発展。下院議長に判断を仰ぐことで合意したという。

抗議されたのは、今年4月の総選挙で当選したブラジミール・ルクスリア議員。体と心の性が一致しないトランスジェンダーで、男性として生まれたが、日頃から「『彼女』と呼んでほしい」と求めている。休憩時間に女子トイレに入った際、バルルスコーニ前首相率いる政党のエリザベッタ・ガルディーニ議員から「入るな」と怒鳴られたという。

ルクスリア氏は「いつも女子トイレを使っているが、こんな経験は初めて。私が男子トイレに入ったらもっと大きな問題になる」。「トイレに『彼』がいたので驚いた。気分が悪くなった」とガルディーニ氏。

日本でのトイレの問題は、2010年頃からメディアに登場するようになる。例えば2010年4月15日付の読売新聞は、奈良教職員組合が、「多様な性」についての教職員向け手引書を出したことを伝えており、その中にトイレの問題も含まれている。2016年1月21日付の読売新聞では、香川のLGBT支援団体が考案した「みんなのトイレマーク」が紹介されている。

ところで2023年6月16日に、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」（「LGBT理解増進法」）が成立し、同月23日から施行された。

それと同じ6月23日に、厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課長通知「公衆浴場や旅館業の施設の共同浴室における男女の取扱いについて」が出された。ここでは以下のように述べられている。

公衆浴場や旅館業の施設の共同浴室については、「公衆浴場における衛生等管理要領等について」（平成12年12月15日付け生衛発第1811号厚生省生活衛生局長通知）の別添2「公衆浴場における衛生等管理要領」及び別添3「旅館業における衛生等管理要領」において、「おおむね7歳以上の男女を混浴させないこと」などと定めています。

これらの要領という男女とは、風紀の観点から混浴禁止を定めている趣旨から、身体的な特徴をもって判断するものであり、浴場業及び旅館業の営業者は、例えば、体は男性、心は女性の者が女湯に入らないようにする必要があるものと考えていますので、都道府県、保健所設置市及び特別区におかれては、御了知の上、貴管内の浴場業及び旅館業の営業者に対する周知や指導等について御配慮をお願いいたします。

これはトイレではなく、公衆浴場や共同浴室についてであるが、性については「自認」ではなく「身体的な特徴」で判断することが確認されている。

さて、2023年7月11日の最高裁判所判決が下された訴訟について検討する。

これは経済産業省の職員が、トイレの使用をめぐる訴えたもの*8で、

「性的少数者」をめぐる学生の意識を踏まえた授業の課題について (2)
—「自己理解 (総合科目)」の実践の中から—

2019年12月12日の東京地方裁判所の第一審判決は原告の勝訴、2021年5月27日の東京高等裁判所の第二審判決は原告の敗訴となり、原告が上告をしていたものである。

最高裁判決*9は「原告 (上告人) の逆転勝訴」であったが、結論部で以下のように述べられている。

本件処遇は、経済産業省において、本件庁舎内のトイレの使用に関し、上告人を含む職員の服務環境の適正を確保する見地からの調整を図ろうとしたものであるとすることができる。そして、上告人は、性同一性障害である旨の医師の診断を受けているところ、本件処遇の下において、自認する性別と異なる男性用のトイレを使用するか、本件執務階から離れた階の女性トイレ等を使用せざるを得ないのであり、日常的に相応の不利益を受けているとすることができる。

一方、上告人は、健康上の理由から性別適合手術を受けていないものの、女性ホルモンの投与を受けるなどしているほか、性衝動に基づく性暴力の可能性は低い旨の医師の診断も受けている。現に、上告人が本件説明会の後、女性の服装等で勤務し、本件執務階から2階以上離れた階の女性トイレを使用するようになったことでトラブルが生じたことはない。また、本件説明会においては、上告人が本件執務階の女性トイレを使用することについて、担当職員から数名の女性職員が違和感を抱いているように見えたにとどまり、明確に異を唱える職員がいたことはうかがわれない。さらに、本件説明会から本件判定に至るまでの約4年10か月の間に、上告人による本件庁舎内の女性トイレの使用につき、特段の配慮をすべき他の職員が存在するか否かについての調査が改めて行われ、本件処遇の見直しが検討されたこともうかがわれない。

以上によれば、遅くとも本件判定時においては、上告人が本件庁舎内の女性トイレを自由に使用することについて、トラブルが生ずることは想定し難く、特段の配慮をすべき他の職員の存在が確認されてもいなかったものであり、上告人に対し、本件処遇による上記のような不利益を甘受させるだけの具体的な事情は見当たらなかったといふべきである。そうすると、本件判定部分に係る人事院の判断は、本件における具体的な事情を踏まえることなく他の職員に対する配慮を過度に重視し、上告人の不利益を不当に軽視するものであって、関係者の公平並びに上告人を含む職員の能率の発揮及び増進の見地から判断しなかったものとして、著しく妥当性を欠いたものといわざるを得ない。

したがって、本件判定部分は、裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したものとして違法となるというべきである。

原告が敗訴となった高裁判決でも、性別が「個人的人格的利益と不可分」であり、「自らの性自認に基づいて社会生活をおくる」ことは法的保護の対象となる権利であるとされたが、経産省の判断は他の女性職員への配慮も勘案したのであって、違法ではないとした。それに対して最高裁は、その配慮は「過度」のものであって、原告の利益を不当に奪ったとして、違法であると判断したのである。

その背景には、原告が長期間にわたって女性として生きてきたこと、そのことを周囲に伝え受け入れられてきたこと、2階離れた女性トイレの使用を巡るトラブルがなかったことなどが指摘されている。

またこの判決では、全ての裁判官が補足意見を述べたが、その中には次のようなものがある。

- ・トイレの利用に関する利益衡量・利害調整については、確かに社会においてこれまで長年にわたって生物学的な性別に基づき男女の区別がなされてきたことやそのような区別を前提としたトイレを利用してきた職員に対する配慮は不可欠であり、また、性的マイノリティである職員に係る個々の事情や、例えば、職場のトイレであっても外部の者による利用も考えられる場合には不審者の排除などのトイレの安全な利用等も考慮する必要が生じるといった施設の状況等に応じて変わり得るものである。したがって、取扱いを一律に決定することは困難であり、個々の事例に応じて判断していくことが必要になることは間違いない。
- ・何よりこの種の問題は、多くの人々の理解抜きには落ち着いた良い解決は望めないものであり、社会全体で議論され、コンセンサスが形成されていくことが望まれる。
- ・本判決は、トイレを含め、不特定又は多数の人々の使用が想定されている公共施設の使用の在り方について触れるものではない。この問題は、機会を改めて議論されるべきである。

以上のように今回の最高裁判決は、原告の状況を具体的に検討した上でのものであって、補足意見にもあるように、一般論として、自認する性に応じたト

「性的少数者」をめぐる学生の意識を踏まえた授業の課題について (2)
—「自己理解（総合科目）」の実践の中から—

イレの使用を認めたものではない。今後の社会的コンセンサスの形成が期待されているのである。

おわりに

三人で担当する「自己理解（総合科目）」で「現代社会の中の自分—ジェンダーの視点から自分を振り返る—」をテーマとした授業を行っているが、冒頭でも触れたように、学生の性的少数者の問題への関心が高まっている。

もちろんその中には当事者もいるであろうが、多くの学生にとっては、「いろいろと聞くようにはなったが、理解することが難しい問題」かもしれない。また同時に、自分とは直接的には関係しない問題であるという意識もあるだろう。

しかし「女らしさ／男らしさ」というジェンダー規範を考えてみれば、これが個人の思考や行動を制約する方向で働くことがあることは明らかである。それは性的少数者にも共通であって、同性愛者やトランスジェンダーの人は「女／男らしくない」ということで非難されるのである。つまり「性に制約されない自分らしい生き方」を求めるといふ点では、性的多数派と少数派は同じ課題を持っていると言える。

ただ私がまだ判断できないのは、トランスジェンダーの性別をどう考えるかである。

2003年に「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が成立し、原則として性別適合手術を受けるなどの条件を満たす場合は、戸籍の性別変更が認められるようになった。

しかし現在では、性別適合手術を性別変更の条件から外す動きがある。本稿で検討した経産省の原告も、性別適合手術は受けていなかった。ここで重視されるのが「性自認」である。そして先にみたように「自認する性に基づいて社会生活を送る」ことが法的保護の対象となる権利であるとされているのである。

もちろん性自認は自分で選ぶものではなく、本人にとっては必然的なものである。それに基づいて生きていくことは、まさに基本的人権とも言えよう。

ただ「身体的性」の存在が否定できないものであるとすれば、トランスジェ

ンダーの性を社会的にどう考えるのかが課題となる。トイレや共同浴場だけでなく、更衣室や刑務所、あるいはDVや性被害を受けた女性の相談センターやシェルター、そしてスポーツなどの場が問題となる*10。最初に紹介した学生の感想（不安）もこの点に関わるものである。

これらは外国でも問題となっており、政治的・文化的・宗教的な立場も関わって、様々な議論がされている。授業の中で細かく触れることはできないとしても、少なくとも「正確な情報」に基づく「現状・実態の理解」が不可欠であることを伝えたいと考える。何が「正確な」情報なのか、「現状・実態」とは何か、それ自体が大きな問題であるが、そのことを含めて学生自身が考えていけるようにしたい。それが最終的には「自己理解」への姿勢につながるであろう。

付記

本科目は、コロナ以後、完全オンライン（オンデマンド）形式で実施されている。

学生の学習状況は、毎回の「小テスト」と最後の二回となる第14回・第15回での「質問」で確認を行い、最後の二回で質問に答えることで対応している。人数が多いこともあり、毎回の「小テスト」に対して個別にコメントを返すことはできないが、いくつかの解答を取り上げて、動画にして次の回で紹介するなどの工夫は行ってきた。

学生の解答や質問を見る限りでは、それなりに学び、考えている姿が見えており、一定の手応えは感じている。ただ、対面に比べて、出席回数（小テスト提出回数）の不足による不合格者が増えると同時に、授業動画をきちんと視聴せず、小テストを提出するケースも見られる。オンラインのメリットは確かに存在することから、この方式を続けるためにも、青山スタンダードとして、学生に対して何らかのサポートが必要かどうかを検討して頂ければと考える次第である。

*1 『性的少数者』をめぐる学生の意識を踏まえた授業の課題について—『自己理解（総

「性的少数者」をめぐる学生の意識を踏まえた授業の課題について (2)
—「自己理解 (総合科目)」の実践の中から—

合科目)』の実践の中から—『青山スタンダード論集』 第 18 号 2022 年

- *2 <https://www.marriageforall.jp/marriage-equality/japan/>
- *3 https://www.huffingtonpost.jp/entry/story_jp_647443cee4b0047ed77c6cf5
- *4 「配偶者の選択, 財産権, 相続, 住居の選定, 離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては, 法律は, 個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して, 制定されなければならない。」
- *5 「すべて国民は, 法の下に平等であつて, 人種, 信条, 性別, 社会的身分又は門地により, 政治的, 経済的又は社会的関係において, 差別されない。」
- *6 「婚姻は, 両性の合意のみに基いて成立し, 夫婦が同等の権利を有することを基本として, 相互の協力により, 維持されなければならない。」
- *7 トランスジェンダーについて議論するとき, トイレや更衣室などを大きな問題として取り上げること自体が, 一定の偏見によるものであるという主張がある。医療や雇用・労働に関わる課題こそ問われるべきであるということである。ただここでは, 先に述べたように, トイレを巡る最高裁判所の判決への関心が高かったことを踏まえて, トランスジェンダーの問題を考えることにするため, 敢えてトイレの問題を取り上げたい。
- *8 事実経過やこれまでの判決については, 以下を参照のこと。
<https://www.westlawjapan.com/column-law/2023/230720/>
- *9 https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/191/092191_hanrei.pdf
なお裁判所の「裁判例検索」サイト (https://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/search1) では, この裁判の一审・二審判決は掲載されていない。
- *10 この問題のほとんどがトランス女性について語られ, トランス男性をめぐる議論があまりされないこと自体, ジェンダーの問題であるが, ここでは触れない。

(引用サイトの最終確認日は 2023 年 9 月 3 日)